



消防庁が行う「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」を図るための
マイナ救急システムの実証事業への参加について

このことについて、呉市消防局は次のとおり国（消防庁）が行う実証事業に参加します。

1 実証事業の概要

国（消防庁）は、令和4年度から健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を活用し、救急隊が傷病者の病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」といいます。）に係る実証事業を通じて、その効果を検証し、実際の救急現場で効果的に活用できるシステム構築を目指すとともに、有用事例を収集し、効果的なマイナ救急の運用方法について検討することを目的として事業を進めています。

また、令和6年12月10日付けで全国すべての消防本部（720本部）において、少なくとも1隊以上の救急隊参加を求める方針が示されました。

なお、令和7年度は全国720消防本部、救急隊5,334隊が参加します。

2 実証事業への参加期間

令和7年度

マイナ保険証を読み取る機器調達後から令和8年3月末までの間

3 実証事業に参加する救急隊

呉市消防局全14救急隊

4 「マイナ救急」による救急隊活動イメージ

救急隊が傷病者のマイナ保険証を確認後、本人の同意（意識不明等で同意の取得が困難な場合に限り同意は不要）を得てタブレット端末でオンライン資格確認等システムにアクセスして、得られた傷病者情報（病院受診歴・薬剤・既往歴・特定健診情報）と傷病者の観察結果・症状を参考に最適な医療機関を選定し、救急搬送します。

（今まで傷病者情報は、救急隊が本人、家族等から口頭で聞き取り、記録していましたが、実証事業開始後からは、マイナ保険証でも取得できるようになります。）

5 費用等

マイナ保険証を読み取る機器（タブレット端末、カードリーダー等）については、国（消防庁）が調達し、各消防本部に貸し出します。（費用は全額国（消防庁）が負担します。）

6 その他

令和7年2月21日（金）、国（消防庁）が報道発表しました。（別添「消防庁報道発表資料」参照）

マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化に係る 令和7年度実証事業実施消防本部の決定及び 令和6年度実証事業における活用事例

消防庁では、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」という。）を進めています。

この度、マイナ救急の令和6年度の実証事業における活用事例を別紙のとおりとりまとめるとともに、令和7年度の実証事業を以下のとおり実施することを決定したので、お知らせします。

1 実証事業の実施消防本部等

- ・実施消防本部：全国すべての消防本部（720 消防本部）
- ・実施救急隊数：5,334 隊

2 実証事業の開始時期

- ・昨年からマイナ救急実証事業を継続する救急隊（660 隊）
令和7年4月以降、準備が整った消防本部から順次開始する予定
- ・新たにマイナ救急実証事業に参加する救急隊（4,674 隊）
4月中に開始時期を別途お知らせする予定

3 期待される主な効果

傷病者の負担軽減に繋がるほか、観察結果・症状（現病歴）とマイナ保険証を活用して得られた情報（受診歴・診療情報・薬剤情報・特定健診情報等）から総合的に判断し、傷病者に適応する搬送先医療機関の選定等に効果が期待できる。



「あなたの命を守るマイナ救急」
マイナ保険証の携行をお願いします



【連絡先】消防庁救急企画室

担当：金子補佐、日高係長、田中事務官、後藤事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

E-mail：kyukyuanzen_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。



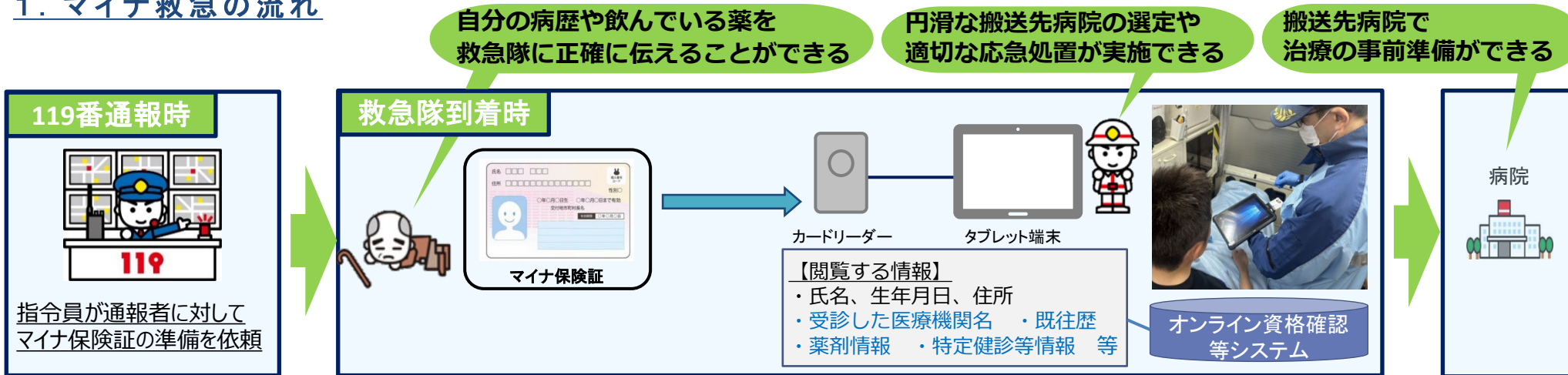
マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

別紙

事業概要

➤ マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1. マイナ救急の流れ



2. 令和6年度実証事業の結果

- ・ 67消防本部660隊において、約2ヶ月間の実証を行った。
- ・ マイナ救急により、情報閲覧した件数は**11,398件**。
- ・ 活用事例及び救急隊、傷病者、病院それぞれの声は次ページ以降を参照。

3. 令和6年度補正予算

マイナ救急の全国展開の推進 **20.6億円**

※全国各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施

※実証事業の規模 令和6年度 660隊 ⇒ **令和7年度 5,334隊**

4. マイナ救急の広報について

- ・ マイナ救急の認知度向上を図るため、**ショートムービー**を作成し、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供。



- ・ 今後、マイナ救急の流れの説明、活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等のため、**政府広報、ポスター、広報誌**等により、**国と自治体とで連携した広報を実施**予定。

マイナ救急 令和6年度実証事業

○救急現場にいた関係者が高齢の夫婦のみだった事例(円滑な病院選定に繋がったケース)

年齢・性別: 90歳代 男性

通報内容: 傷病者の妻から、自宅で夫がうつ伏せで動けない。

救急隊到着時の現場の状況: 傷病者は、うつ伏せ状態のまま動けず、意思の疎通が困難な状態であり、また、通報した妻も、傷病者の病歴や飲んでいるお薬を把握していない状況。

救急隊の活動内容: 自宅にあった傷病者のマイナ保険証から、傷病者の通院履歴や薬剤情報を閲覧し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。



<マイナ救急の有用性>

高齢の夫婦のみで情報把握が困難な事案であったが、マイナ救急を実施することにより、救急隊が正確な情報を把握し、搬送先病院を円滑に選定することができた。

○実家に帰省中で、お薬手帳を所持していなかった事例(円滑な病院選定に繋がったケース)

年齢・性別: 50歳代 女性

通報内容: 帰省先の実家において、食事中に意識を失い、椅子から床に倒れこんでしまった。

救急隊到着時の現場の状況: 傷病者は精神疾患で薬が処方されていたが、帰省中であったためお薬手帳を所持しておらず、飲んでいる薬が分からない状況。

救急隊の活動内容: 傷病者が所持していたマイナ保険証から薬剤情報を確認し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。

<マイナ救急の有用性>

お薬手帳を所持しておらず、薬剤情報不明のため、搬送先医療機関の調整が難航するおそれがあったが、マイナ救急を実施することにより、薬剤情報を確認することができたため、搬送先は初診の医療機関ではあったが、円滑に搬送先医療機関を選定することができた。

